

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 松浦市<br>(42208)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 福島1<br>(鍋串、里、土谷、原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年5月13日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の高齢化が進む中、65歳以上の複数の農業者において後継者がいない状況にある。地域の圃場については、棚田地帯では複雑な形や段差の大きい圃場もあり、狭い圃場での機械操作や畦畔などの草刈作業も困難性・危険性を伴う。また、水源が溜池頼りの圃場もあり、水路や灌漑用水の共同管理に労力を要するが、農業者の減少や高齢化が進む中での対応が今後の課題である。

地域内の作物としては基本的に棚田では早期の水稻、丘陵地帯では飼料作物、施設園芸作物、果樹の作付けが行われている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

棚田における水稻作であり、安定した用水確保は必要不可欠であることから、地域と多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の取組組織が一体となって、地域内の用排水路の改修等の水管理対策を含め、区画整理・農作業道の整備による維持管理労力の軽減を図り、棚田における生産力の向上を図っていききたい。丘陵地においては、効率の良い営農とするため大区画化も検討する。

地域農業の担い手となる認定農業者や大規模営農経営体においては、様々な事業を活用し経営の維持・拡大を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 146.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 146.9 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内において、基本的には棚田では水稻作付、丘陵地では飼料作物・施設園芸作物・果樹作付とある程度区分されていることから、今後も現状の状態を維持する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。また、高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農用地の活用方法など、今後も地域内において話し合いを実施していく。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 高齢化等により離農する農業者から担い手への集積・集約がスムーズに行えるよう、農地最適化推進委員などの地域の相談役と連携を取りながら機構を活用した集積・集約を図る。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 棚田地域においては、複雑な地形や段差があり基盤整備事業の実施が厳しいため、農道や水路の補修・管理を多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら実施していく。既に基盤整備を実施している地域においても、近年の機械の大型化に対応し、営農の効率化も図る観点から担い手のニーズを踏まえながら、必要に応じて農用地の大区画化等の基盤整備事業を検討する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 現状では担い手により地域内の農地を維持できているが、5年後、10年後となるとわからない。他の地区、他の地域からの参入については抵抗はないが、農地の条件が厳しい部分もあるため、JAや県、市などの関係機関と連携して新規参入者等の確保を図る。  |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| 農業支援サービス事業者がいないため地域担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |                                      |                                  |                                   |  |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう捕獲隊の隊員による被害防止活動を中心に、イノシシの捕獲に取り組む。  
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、適格化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。